

令和 7 年度前橋市住まいの防犯対策用品購入補助金交付要項

令和 7 年 1 0 月 1 日から適用

前橋市役所共生社会推進課（議会庁舎 1 階）
電話 0 2 7 - 8 9 8 - 5 8 3 9（直通）
0 2 7 - 2 2 4 - 1 1 1 1（内線 2 8 5 5）
電子メールアドレス kyousei@city.maebashi.gunma.jp

この補助金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

交付目的	住宅への不法な侵入や強盗などの犯罪を未然に防ぐため、防犯対策用品の購入及び設置に要した経費の一部を補助することにより、安全で安心なまちづくりの推進を図ります。
内 容	補助対象者 次に掲げる要件の全てに該当する世帯。 1 住民基本台帳法(昭和 4 2 年法律第 8 1 号)に基づき、本市の住民基本台帳に記録されており、その住所地に居住していること。 2 本要項に基づく申請をした時点において本市が賦課する市税の滞納がないこと。 ○ 暴力団排除に関する要件 次に掲げる事項の全てに該当すること。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 7 7 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。 (2) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。 (3) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者でないこと。 (4) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者でないこと。 (5) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者でないこと。 (6) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者でないこと。 (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者でないこと。 (8) 暴力団員と密接な交友関係を有する者でないこと。

交付申請の手続等	補助対象	別表の補助対象品目に掲げる防犯対策用品で、令和7年10月1日以降に、市内の店舗において新品で購入し、申請世帯が居住している自宅に設置したものとします。
	交付金額	補助対象品目の購入及び設置に要した経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に相当する額（1,000円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる）とし、20,000円を限度とします。 ただし、購入に際して、店舗等のポイントを利用した場合はポイント利用分を差し引きます。
	交付条件	1 補助金の交付は、1世帯につき1回に限るものとします。 2 補助対象経費のうち、他の制度の補助の対象となったものについては、この要項の規定による補助の対象となりません。 3 補助対象者は、実地調査に応じることを求められた場合には、これに応じなければなりません。
	交付申請の方法、時期等	1 交付申請書兼実績報告（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければなりません。ただし、ほかの書類や方法により添付書類の目的が達せられると認められ場合は、次に掲げる書類を他の書類に変更し、又は提出を省略することができます。 (1)領収書の原本（申請者氏名及び購入日、品名等明細が記載され、補助対象品目であることが確認できるもの） ただし、電子で申請を行う場合は写しでも可 (2)その他市長が必要と認める書類 2 申請受付期間については、次のとおりです。ただし、 <u>予算額の上限に達した場合は、その時点で申請受付終了</u> となります。 開始：令和7年11月4日（火） 終了：令和8年2月13日（金）
	交付の決定	申請書類等の審査及び調査を行い、補助金の交付の可否、金額、交付条件を決定し、交付を決定した場合は交付決定兼補助金額確定通知書（様式第2号）で、不交付を決定した場合は不交付決定通知書（様式第3号）により通知します。
	請求の方法	補助金交付請求書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添えて請求してください。 (1)振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開きの写し等。） 提出された書類の内容を確認し、問題ないことが確認できてから支払います。

	交付決定の 取消し又は 補助金の返 還	1 次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部が取り消されます。 (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。 (2) この要項の規定に違反したとき。 (3) 防犯対策用品を転売・譲渡したとき。 2 申請者が前述 1 の規定により交付決定を取り消された場合は、当該取り消しにかかる部分について既に補助金の交付を受けている時は、当該補助金の全部又は一部を返還しなければなりません。
様 式	申 請 書 等 の 様 式	1 交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号） 2 交付決定兼補助金額確定通知書（様式第 2 号） 3 不交付決定通知書（様式第 3 号） 4 補助金交付請求書（様式第 4 号）

別表 補助対象品目

	補助対象品目	定義・要件
1	家庭用防犯カメラ	【定義】 ・犯罪の抑止を目的として屋外（ベランダ含む）に設置され、敷地内の様子を映像で記録する機能を備え、確認ができるカメラ 【要件】 次に掲げる要件を満たすものを補助対象とする。 ・設置場所が自宅の敷地内であること。 ・撮影範囲の主な部分が自宅敷地内であり、近隣住民等のプライバシー保護に留意していること。
2	人感センサー付ライト	犯罪の抑止を目的として屋外に設置され、人など（赤外線や熱、光、振動、磁力等）に反応して、自動的に一定の時間ライトで照らすもの。
3	録画機能付インターホン	屋外に固定して設置され、訪問者の姿を屋内で確認しながら会話ができるもの。 ※建物新築時の取り付けは補助の対象外です。
4	防犯アラーム	ドア（引戸、窓等）に取り付け、侵入者がドアなどを開けるとアラームが鳴り異常を知らせるもの。
5	防犯フィルム	窓ガラスに貼ることで割れにくくなり、ガラスを割っての侵入を困難にすることを目的としたもの。
6	補助錠	主鍵の他に、防犯性を高める目的で、玄関ドア、窓枠などに取り付けることができる補助的な錠のこと。

様式第 1 号

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

住 所 前橋市

フリガナ

申請者 氏 名

電話番号

交付申請書兼実績報告書

令和 7 年度前橋市住まいの防犯対策用品購入補助金交付要項の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。また、申請にあたり市が私の住所、生年月日、世帯構成及び市税の納付状況を確認することに同意します。

防犯対策用品	☐ 家庭用防犯カメラ ☐ 人感センサー付ライト ☐ 防犯アラーム
	☐ 録画機能付インターホン ☐ 補助錠 ☐ 防犯フィルム
購入年月日	令和 年 月 日
補助対象経費 ※領収書等に記載の金額	金 円 (税込)
添付書類	☐ 領収書 (申請者氏名及び購入日及び品名等明細が記載され、補助対象品目であることが確認できるもの) ☐ 誓約書兼同意書

これより下は記入しないでください。

※市役所記入欄 (以下は、記入不要です。)

補助金の額	①補助対象経費金額	÷ 2 =	②	→	③補助金額
	円		円		円
	補助対象の購入に要した経費 (消費税を含む)		②が 20,000 円以上なら、③は 20,000 円 ②が 20,000 円未満なら、③は 1,000 円未満を切り捨てた額		

※市役所確認欄

【住所要件】

確認日 月 日

☐ 可 ☐ 否

受付欄	一次審査欄	二次審査欄

領収書貼付欄

領収書をここに貼り付けてください

様式第 2 号

前共第 号

住所

氏名

様

交付決定兼補助金額確定通知書

令和 年 月 日付けで提出された令和 7 年度前橋市住まいの防犯対策用品購入補助金の交付申請に対し、下記のとおり決定したので通知します。

令和 年 月 日

前橋市長 小 川 晶 

1 補助金交付決定額	円
2 交 付 条 件	補助の目的に反するときは、補助金の一部又は全部の返還を命ずることがあります。

様式第 3 号

前共第 号
住所
氏名

様

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けで提出された令和 7 年度前橋市住まいの防犯対策用品購入補助金の交付申請に対し、下記のとおり不交付を決定しましたので通知します。

令和 年 月 日

前橋市長 小 川 晶 

不交付理由	☐ 対象者の要件を満たしていなかったため ☐ 添付書類に不足があったため ☐ 補助対象品目外であったため ☐ 「前橋市内の店舗」で購入していなかったため ☐ 「新品」で購入していなかったため ☐ 既に申請済みのため ☐ その他
-------	---

令和 年 月 日

(宛先) 前橋市長

住所

申請者 氏名

電話番号

補助金交付請求書

令和 7 年度前橋市住まいの防犯対策用品購入補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 交付請求額

金 円

2 添付書類

☐ 振込先口座及び口座名義が確認できる書類（通帳の見開きの写し）

3 補助金振込先

口座名	カナ 漢字
口座番号	銀行・信用金庫 信用組合・農協 1 普通No. 2 当座No. 本・支店

※口座名義人は、申請者と同一人としてください。

・発行責任者	(電話番号)	—	—
・担当者	(電話番号)	—	—

※必要に応じ、市から上記連絡先に確認させていただきます。